

浅間山火山防災協議会設置要綱の改正について

1 改正内容

第3条別表

【別表1】（第3条関係）

- （1）その他「株式会社ステップアウト 代表」を「西武造園株式会社 事業開発部長」に改める

第4条別表

【別表2】（第4条関係）

- （1）その他「群馬県高崎市総務部 防災安全課長」を「群馬県高崎市総務部 防災安全1課長」に改める
- （2）その他「株式会社ステップアウト 担当課長」を「西武造園株式会社 事業開発部課長」に改める

2 適用年月日

令和 年 月 日（協議会で承認された日）

添付資料

別紙「浅間山火山防災協議会設置要綱」（改正案）

浅間山火山防災協議会設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 浅間山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、浅間山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的に長野県、群馬県（以下「両県」という。）、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、長野原町、嬭恋村（以下「周辺市町村」という。）が共同で設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- （1）浅間山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- （2）両県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- （3）周辺市町村の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- （4）防災訓練等の活動及び防災意識の啓発活動に関する事項
- （5）前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

（組織）

第4条 協議会に会長を1名置く。会長は、別表1中の第1号に掲げる者の協議により定めるものとし、任期は1年とする。ただし、再任することができる。

- 2 会長は、会務を総理する。また、会長が必要と認める場合には構成機関以外の者を協議会に出席させ、助言等を求めることができる。
- 3 協議会に副会長をおく。副会長は会長が指名し、任期は原則1年とする。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 協議会に監事をおく。監事は会長が指名し、任期は原則1年間とする。
- 6 監事は会計の状況及び会計を監査する。
- 7 協議会に幹事会を置き、連絡・協議事項について調整する。
- 8 幹事は協議会の構成機関の職員とし、別表2に掲げる者で構成する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときに招集し、議事進行は会長が務めるものとする。

2 協議会の出席者は第3条の別表1に掲げる者とする。ただし、噴火時等、臨時に開催する場合はこの限りではない。

3 協議会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

4 会議に付すべき議事のうち会長が必要と認めた議事は、協議会の構成員からの書面又は電磁的記録による意思表示により決議できるものとする。

(会長の専決処分)

第6条 会長は、会議を招集する余裕がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集する事ができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに会議に報告をするものとする。

(コアグループ会議)

第7条 協議会に、噴火時等の避難対象地域の拡大・縮小等の迅速な判断に資するよう平常時及び緊急時に技術的検討を行うため、避難時期及び避難対象地域の確定等に深く関与する機関実務者及び火山専門家によるコアグループ会議を置く。

2 コアグループ会議は別表3に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成機関以外の者を出席させ、助言等を求めることができる。

3 所掌事項に関する協議が必要とされる場合には、必要に応じコアグループ会議を開催するものとする。

(専門部会)

第8条 協議会に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局

を置く。

- 2 事務局は、長野県佐久地域振興局総務管理課及び群馬県総務部危機管理課に交互に置き、期間は1年とする。
- 3 事務局には事務局長を置き、前項に規定する課室の長をもって充てる。

(予算及び予算の執行)

第11条 協議会の経理は協議会の議決を経て予算をもってこれを定め、決算はその認定に付する。

- 2 本会計の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
- 3 予算の執行は会長が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から適用する。

この要綱は、平成21年 7月 2日から適用する。

この要綱は、平成23年 8月16日から適用する。

この要綱は、平成25年 8月 8日から適用する。

この要綱の名称を「浅間山火山防災対策連絡会議設置要綱」から「浅間山火山防災協議会設置要綱」に改める。

この要綱は、平成25年12月18日から適用する。

この要綱は、平成28年3月28日から適用する。

この要綱は、平成28年10月18日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和1年11月29日から適用する。

この要綱は、令和2年3月19日から適用する。

この要綱は、令和3年3月26日から適用する。

この要綱は、令和4年1月17日から適用する。

この要綱は、令和4年12月19日から適用する。

この要綱は、令和5年12月27日から適用する。

この要綱は、令和7年1月17日から適用する。

この要綱は、令和〇年〇月〇日から適用する。

【別表 1】（第 3 条関係）

区分 (法第4条第2 項中該当する 号)	所 属	職 名	氏 名	備 考
都道府県 (第1号)	長野県	知事		
	群馬県	知事		
市町村 (第1号)	長野県小諸市	市長		
	長野県佐久市	市長		
	長野県北佐久郡軽井沢町	町長		
	長野県北佐久郡御代田町	町長		
	群馬県吾妻郡長野原町	町長		
	群馬県吾妻郡嬬恋村	村長		
地方気象台等 (第2号)	気象庁東京管区気象台	気象防災部長		
	気象庁前橋地方気象台	台長		
	気象庁長野地方気象台	台長		
地方整備局 (第3号)	国土交通省関東地方整備局	局長		
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第 1 2 旅団	旅団長		
	陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊	連隊長		
警察 (第5号)	長野県警察本部	本部長		
	群馬県警察本部	本部長		
消防 (第6号)	佐久広域連合消防本部	消防長		
	吾妻広域消防本部	消防長		
	高崎市等広域消防局	消防局長		
火山専門家 (第7号)	東京大学	名誉教授	荒牧 重雄	
	東京大学	名誉教授	武尾 実	
	(一社) 全国治水砂防協会	理事長	大野 宏之	
	日本大学	上席研究員	高橋 正樹	
その他 (第8号)	群馬県高崎市	総務部長		
	群馬県安中市	総務部長		
	内閣府政策統括官（防災担当）	参事官(調査・企画担当)		
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	所長		
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長		
	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	署長		
	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	署長		
	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	所長		
	国土地理院関東地方測量部	部長		
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	隊長		
	長野県小諸警察署	署長		
	長野県佐久警察署	署長		
	長野県軽井沢警察署	署長		
	群馬県警察本部警備部	危機管理対策統括官		
	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	隊長		
	群馬県長野原警察署	署長		
	群馬県高崎北警察署	署長		
	群馬県安中警察署	署長		
	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド 鬼押出し園	支配人		
	しなの鉄道(株)	代表取締役社長		
	(株)白糸ハイランドウェイ	代表取締役		
	東日本高速道路(株)関東支社長野管理事務所	所長		
	西武造園株式会社	事業開発部長		
	東日本旅客鉄道（株）長野支社	安全企画ユニットリーダー		オブザーバー
	東日本旅客鉄道（株）高崎支社	安全企画ユニットリーダー		オブザーバー
	浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長		オブザーバー
	佐久広域連合事務局	事務局長		オブザーバー

【別表２】（第４条関係）

区分	【機関名】	役職名	氏名	備考
都道府県	長野県危機管理部	危機管理部長		
	長野県建設部砂防課	課長		
	長野県佐久地域振興局	局長		
	長野県佐久建設事務所	所長		
	群馬県	危機管理監		
	群馬県県土整備部砂防課	課長		
	群馬県吾妻行政県税事務所	所長		
	群馬県中之条土木事務所	所長		
	群馬県高崎行政県税事務所	所長		
	群馬県高崎土木事務所	所長		
	群馬県安中土木事務所	所長		
市町村	長野県小諸市	危機管理課長		
	長野県佐久市	危機管理課長		
	長野県北佐久郡軽井沢町	総務課長		
	長野県北佐久郡御代田町	総務課長		
	群馬県吾妻郡長野原町	総務課長		
	群馬県吾妻郡嬬恋村	総務課長		
地方気象台等	気象庁東京管区気象台	地震津波火山防災情報調整官		
	気象庁前橋地方気象台	防災管理官		
	気象庁長野地方気象台	防災管理官		
地方整備局等	国土交通省関東地方整備局	防災対策技術分析官		
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所	副所長		
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	総括地域防災調整官		
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所	副所長		
陸上自衛隊	陸上自衛隊第12旅団司令部	第3部長		
	陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊	第3科長		
警 察	長野県警察本部警備第二課	課長		
	長野県警察本部高速道路交通警察隊	副隊長		
	長野県小諸警察署	警備課長		
	長野県佐久警察署	警備課長		
	長野県軽井沢警察署	警備課長		
	群馬県警察本部警備第二課	課長		
	群馬県警察本部高速道路交通警察隊	中隊長		
	群馬県長野原警察署	警備課長		
	群馬県高崎北警察署	警備課長		
	群馬県安中警察署	警備課長		
消 防	佐久広域連合消防本部	警防課長		
	吾妻広域消防本部	警防課長		
	高崎市等広域消防局	警防課長		
その他	群馬県高崎市総務部	防災安全1課長		
	群馬県安中市総務部	危機管理課長		
	内閣府政策統括官（防災担当）	企画官（調査・企画担当）		
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所	所長		
	林野庁関東森林管理局吾妻森林管理署	総括事務管理官		
	林野庁中部森林管理局東信森林管理署	総括事務管理官		
	環境省信越自然環境事務所上信越高原国立公園管理事務所	国立公園管理官		
	国土地理院関東地方測量部	防災課長		
	東日本高速道路(株)関東支社長野管理事務所	工務担当課長		
	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド 鬼押出し園	アシスタントマネジャー		
	しなの鉄道(株)	運転課長		
	(株)白糸ハイランドウェイ	総務課長		
	西武造園株式会社	事業開発部課長		
	東日本旅客鉄道(株)高崎支社鉄道事業部安全企画ユニット	副長(チーフ)		オブザーバー
	東日本旅客鉄道(株)長野支社鉄道事業部安全企画ユニット	主務		オブザーバー
	浅間山ジオパーク推進協議会	事務局長		オブザーバー
	佐久広域連合事務局	庶務課長		オブザーバー

【別表3】(第7条関係)

	機関名
市町村	群馬県吾妻郡長野原町
	群馬県吾妻郡嬭恋村
	長野県小諸市
	長野県佐久市
	長野県北佐久郡軽井沢町
	長野県北佐久郡御代田町
群馬県	群馬県総務部危機管理課
	群馬県県土整備部砂防課
	群馬県吾妻行政県税事務所
長野県	長野県危機管理部危機管理防災課
	長野県建設部砂防課
	長野県佐久地域振興局
国	内閣府政策統括官（防災担当）
	国土交通省関東地方整備局防災室
	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所
	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所
	国土交通省関東地方整備局長野国道事務所
	気象庁東京管区气象台
	気象庁前橋地方气象台
	気象庁長野地方气象台
	気象庁浅間山火山防災連絡事務所
火山専門家	荒牧重雄（東京大学名誉教授）
	武尾 実（東京大学名誉教授）
	大野宏之（（一社）全国治水砂防協会理事長）
	高橋正樹（日本大学上席研究員）